

第一部

社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団に係る財務の事務の執行について

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 特定の事件(テーマ)

社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団に係る財務の事務の執行について

3. 特定事件を選定した理由

少子高齢化の流れを受け、我が国における福祉関係行政の重要性が増し、国、県、市町村、社会福祉法人、NPO等の役割分担と相互の連携が今後益々重要になっていくものと考えられる。地方公共団体は福祉行政に責任を持たなければならないが、他方では福祉行政においても経済性及び効率性の側面も要求される。また、地方自治法が改正され、公の施設を他に管理を委託する場合には、平成18年9月までの間に指定管理者制度に移行しなければならないことになった。

社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団は、青森県立福祉施設の管理運営受託において中心的な役割を担っており、同事業団の財務事務の執行状況を監査することは意義のあることだと考え、このテーマを選択したものである。

4. 外部監査の視点

(1) 監査の視点

- ①青森県から社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団（以下、「事業団」という。）に対して支払われる補助金及び委託料の算定方法は適切か。
- ②事業団が行っている県立施設の管理運営は、経済性、効率性の観点で問題がないか。
- ③事業団の行う他の事業に関する財務事務の執行状況はどうか。
- ④県所有の固定資産、事業団所有の固定資産は明確に区別されているか。また、各々の管理の状況は適切か。
- ⑤委託、物品購入等の契約事務は適正に行われているか。

(2) 監査手続

- ①書類の閲覧や質問等により、事業団の沿革、組織、過去の決算状況等の概要を把握した。
- ②質問により、事業団が管理運営を受託している各施設に関する法令や通知の内容を確かめた。
- ③事業団が管理運営を受託している各施設に往査し、その施設設備や事業の概要、管理の状況を確かめた。
- ④事業団が管理運営を受託している各施設の収入及び支出の概要と、青森県との関係を質問し、県費持ち出しの有無及び規模を検討した。

- ⑤財務に関する事務の執行状況について、関係帳票、証拠書類等確かめた。
- ⑥人件費や職員の配置状況を確認、経済性や効率性の面で改善可能な点がないかどうか検討した。

5. 外部監査対象期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日（必要に応じて過年度に遡及した）

6. 外部監査実施期間

平成16年8月24日から平成17年2月8日まで

7. 監査補助者の資格及び氏名

公認会計士 鶴川 正樹	公認会計士 吉田柳一郎
公認会計士 小野寺 高	公認会計士 西谷 俊広
公認会計士 倉成 磨	

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団の概要

1. 沿革

社会福祉法人青森県社会福祉事業団は、青森県が精神薄弱者福祉対策の中核的役割を果たすものとして設置する「精神薄弱者総合福祉センター」の管理運営を受託するため設立されたもので、昭和52年11月29日に厚生大臣の設立認可を得て、昭和52年12月5日に設立登記を行った。基本財産は1,000万円で、事務所を東津軽郡平内町に置いた。

昭和53年4月1日に、青森県精神薄弱者総合福祉センター精神薄弱者更生施設しらかば寮（定員50名）の管理運営を受託、昭和54年4月1日には、青森県精神薄弱者総合福祉センター精神薄弱者授産施設さつき寮（定員80名）の管理運営を受託した。昭和55年4月に、増設されたしらかば寮高齢者棟（定員30名）の管理運営を受託し、同年6月には、青森県精神薄弱者総合福祉センターなつどもり親子指導施設・実務研修施設の管理運営を受託した。さらに、昭和62年4月には、青森県社会福祉研修所の管理運営を受託した。

平成5年4月、精神薄弱児施設青森県立八甲学園（定員100名）、養護老人ホーム青森県立安生園（定員100名）、養護老人ホーム青森県立釜ヶ崎（定員50名）の3つの県立施設の管理運営を新たに受託した。その後、平成6年4月に事務所を青森市新町に移転、平成10年1月には、事務所を青森市中央三丁目の県民福祉プラザ内に移転した。

（注）平成10年に「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」が成立し、平成11年から、「精神薄弱」という用語は「知的障害」という用語に変更された。

財団法人青森県長寿社会振興財団は、厚生省が進める「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」の青森県における推進母体として平成3年7月1日に設立された。同財団は、厚生省の施策と補助金の枠内で、高齢者の生きがいと健康づくりに関する啓発・普及事業、組織づくり推進事業、指導者等の養成事業、高齢者総合相談センター運営事業等の事業を行ってきた。しかしながら、平成12年度から「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」は国の補助事業から県事業に変更となったため、財団の事業の進め方や運営の仕方にいっそうの効率性が求められることとなった。

平成13年9月に青森県が取りまとめた「公社等の統廃合計画」に基づき、平成14年4月1日、社会福祉法人青森県社会福祉事業団と財団法人青森県長寿社会振興財団は統合し、法人名を新たに社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団とした。

2. 概況

2.1 業務内容

青森県から社会福祉施設等の管理運営の委託を受け、青森県と一体になって青森県社会福祉事業の推進を図り、広く県民福祉の向上と増進に寄与することを目的として次の事業を行っている。

(1) 第一種社会福祉事業

- ア 青森県立八甲学園（知的障害児施設）の受託経営
- イ 青森県立安生園及び青森県立釜臥荘（養護老人ホーム）の受託経営
- ウ 青森県知的障害者総合福祉センターなつどまり（知的障害者更生施設・知的障害者授産施設）の受託経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ア 児童短期入所事業（青森県立八甲学園）
- イ 知的障害者短期入所事業（青森県知的障害者総合福祉センターなつどまり(知的障害者更生施設しらかば寮・知的障害者授産施設さつき寮)）
- ウ 知的障害者地域生活援助事業（青森県立八甲学園、青森県知的障害者総合福祉センターなつどまり(知的障害者授産施設さつき寮)）

(3) 前記(1)及び(2)に掲げる社会福祉事業以外の事業

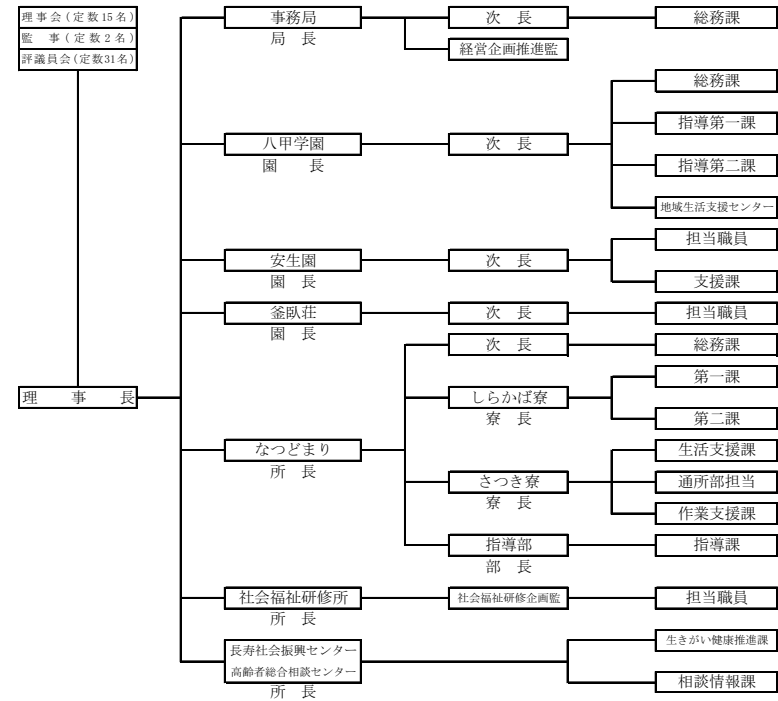
- ア 青森県知的障害者総合福祉センターなつどまり（親子指導施設・実務研修施設）の受託経営
- イ 青森県社会福祉研修所の受託経営
- ウ 青森県長寿社会振興センターの事業運営
- エ 青森県高齢者総合相談センターの受託経営
- オ その他この法人の目的の達成に必要な事業

2.2 基本財産等

基本財産 10,000 千円（うち県の出資等額 10,000 千円、県の出資等比率 100%）
 基金 5,000 千円（うち県の出資等額 5,000 千円、県の出資等比率 100%）
 合計 15,000 千円

3. 組織図及び職員数（平成 15 年 6 月 1 日現在）

(1)組織図



(2)役職員数

	常勤	うち県派遣	うち県OB	非常勤	合計
理 事	1 名	0 名	0 名	13 名	14 名
監 事	0 名	0 名	0 名	2 名	2 名
職 員	164 名	33 名	0 名	42 名	206 名

(注) 臨時職員は、非常勤に含めている。

4. 直近5期間の収支の推移

(単位：千円)

内 容	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
授産事業収入	18,012	18,867	18,767	19,680	21,800
補助金収入	209,863	141,509	107,959	112,393	124,548
受託事業等収入	1,885,871	1,950,090	1,958,859	1,925,902	1,853,629
その他の収入	46,836	44,028	52,727	107,380	41,130
収入合計	2,160,582	2,154,494	2,138,312	2,165,355	2,041,107
授産事業費支出	17,821	18,613	19,248	19,685	16,612
人件費支出	1,525,321	1,505,048	1,538,739	1,486,443	1,467,236
事務費・事業費支出	616,137	629,848	580,598	577,017	525,971
その他の支出	195	82	39	81,215	14,479
支出合計	2,159,474	2,153,591	2,138,624	2,164,360	2,024,298
当年度収支差額	1,108	903	△ 312	995	16,809

(上記のうち)

内 容	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
県からの補助金収入	209,863	138,509	105,559	110,673	124,548
県からの受託事業収入	1,878,027	1,938,736	1,945,756	1,913,509	1,820,134
合 計	2,087,890	2,077,245	2,051,315	2,024,182	1,944,682

(収支推移作成上の注意)

前述のとおり、すこやか福祉事業団は、平成14年4月に社会福祉法人青森県社会福祉事業団及び財団法人青森県長寿振興財団が統合したものである。よって、上記の収支推移表作成にあたり、平成11年度から平成13年度までの収支については、両法人の収支を合算して作成している。(但し、長寿振興財団の平成11年度及び12年度に借入金のある収支があるが、それを含めるとその他の年度との収支比較が困難となるため除外した。)

また、すこやか福祉事業団は平成15年度から社会福祉法人会計基準に移行し、平成14年度以前は社会福祉法人経理規程準則(平成13年度までの長寿財団は公益法人会計基準)によって決算書が作成されている。従って、平成14年度以前は収支計算書を集計し、平成15年度分は資金収支計算書に基づいて上記推移表を作成した。なお、会計基準によって収支区分や科目が異なることから、期間比較のために、各年度の収支区分を適宜修正、組替えている。上記推移表では、千円未満の端数を原則として四捨五入している。

(収支に関する説明)

授産事業に関する収支は、「なつどまり」の授産施設さつき寮に係るものである。

すこやか福祉事業団は、人件費、事務費、事業費等の支出の大部分を県からの受託事業収入及び補助金で賄っている。各施設に係る収入は原則として県の収入としているが、県から事業団に支払う委託料及び補助金の額が収入を上回ることから、県の持ち出しが生じている。平成15年度に県から事業団に支払われた委託料及び補助金の合計は上表のとおり1,944,682千円であるが、そのうち県の持ち出し額は936,482千

円となっている。当該持ち出し額については、「第4 外部監査の結果に添えて提出する意見」の箇所でも詳述する。

各施設別の収支の推移については後述するが、平成11年度から平成13年度の間の補助金収入の変動は、主として青森県長寿社会振興センターに係る補助金の変動によるものである。

5. 平成15年度の事業活動収支計算書と貸借対照表

(1) 事業活動収支計算書

(単位：千円)

	一般会計	社会福祉事業特別会計	公益事業特別会計	合計
授産事業収入	0	21,800	0	21,800
収入計	0	21,800	0	21,800
授産事業支出	0	16,612	0	16,612
減価償却費	0	477	0	477
棚卸資産増減額	0	4,455	0	4,455
支出計	0	21,544	0	21,544
収支差額	0	256	0	256
利用料収入	10,855	0	10,436	21,291
管理運営委託等事業収入	1,742,077	0	111,551	1,853,628
経常経費補助金収入	79,686	0	44,862	124,548
寄附金収入	60	0	0	60
雑収入	5,992	0	145	6,137
収入計	1,838,670	0	166,994	2,005,664
人件費	1,364,381	0	102,855	1,467,236
事務費支出	224,851	0	4,326	229,177
事業費支出	238,374	0	58,420	296,794
減価償却費	10,479	0	530	11,009
支出計	1,838,085	0	166,131	2,004,216
収支差額	585	0	863	1,448
受取利息配当金収入	50	1	0	52
会計単位間繰入金収入	91	0	0	91
収入計	141	1	0	143
会計単位間繰入金支出	0	0	91	91
支出計	0	0	91	91
収支差額	141	1	△ 91	52
経常収支差額	726	257	772	1,756
収入計	0	0	0	0
固定資産処分損	262	0	357	619
支出計	262	0	357	619
収支差額	△ 262	0	△ 357	△ 619
当期活動収支差額	464	257	415	1,137
前期末繰越活動収支差額	57,740	8,489	5,660	71,888
当期末繰越活動収支差額	58,204	8,746	6,075	73,025
その他の積立金取崩額	13,500			13,500
次期繰越活動収支差額	71,704	8,746	6,075	86,525

(2) 平成 15 年度末貸借対照表

(単位：千円)

	一般会計	社会福祉事業 特別会計	公益事業 特別会計	合計
現金預金	77,984	3,592	19,233	100,809
商品・製品	0	1,840	0	1,840
原材料	0	2,314	0	2,314
未収金	21,079	447	79	21,605
貯蔵品	0	0	0	0
立替金	217	0	259	476
特別会計貸付金	39	0	35	74
前払金	37	0	0	37
流動資産計	99,356	8,194	19,606	127,155
基本財産特定預金	10,000	0	0	10,000
建物	3,571	457	0	4,028
機械及び装置	746	129	0	875
車両運搬具	2,501	497	0	2,998
器具及び備品	46,061	1,530	4,717	52,308
権利	0	0	716	716
移行時特別積立金	5,000	0	0	5,000
その他の固定資産	0	4,500	80,350	84,850
固定資産計	67,879	7,113	85,783	160,775
資産の部合計	167,235	15,307	105,389	287,931
未払金	72,138	2,061	8,698	82,897
預り金	8,393	0	10,192	18,585
一般会計借入金	0	0	39	39
特別会計借入金	0	0	35	35
流動負債計	80,531	2,061	18,964	101,556
負債合計	80,531	2,061	18,964	101,556
基本金	10,000	0	0	10,000
移行時特別積立金	5,000	0	0	5,000
その他の積立金	0	4,500	80,350	84,850
次期繰越活動収支差額	71,704	8,746	6,075	86,525
純資産合計	86,704	13,246	86,425	186,375
負債及び純資産の部合計	167,235	15,307	105,389	287,931

上記のうち社会福祉事業特別会計は、さつき寮授産事業経理区分であり、公益事業特別会計には、社会福祉研修所、長寿社会振興センター、高齢者総合相談センター、なつどまりジョブコーチ支援事業が含まれている。一般会計には、法人本部や各社会福祉施設が含まれている。

第 3 外部監査の結果及び意見

1. 人件費について

(1) 人件費全般について

社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団（以下「事業団」と称す。）の事業活動に関わる支出は、本来であれば施設運営に関わる措置費収入と支援費収入で賄うのが原則であるものと考えられる。しかしながら、支出超過分を県からの持出により収支を均衡させているのが現状である。その主要な原因が人件費水準の高さにあることは、「青森県すこやか福祉事業団基本計画」にも記されている。人件費に関する現状分析及び意見については、「第 4 外部監査の結果に添えて提出する意見」に記載している。

(実施した監査手続)

各種規程の閲覧

稟議書の閲覧

貸金台帳、総勘定元帳等会計資料の閲覧と突合

出勤簿、残業報告書、等級表等元資料の閲覧と突合

担当者への質問

(合規性について)

「事務委任決裁規程」、「常勤役員の給与に関する規則」、「職員の給与に関する規則」、「臨時職員管理規程」、「非常勤職員等の給与の取扱要綱」、「常勤役員退職手当に関する規則」、「職員の退職手当に関する規則」、「経理規程」、その他当該諸規程・規則で引用されている県の規程類を閲覧したところ、退職給与引当金に関する事項を除き合規性に問題はないものと認められた。

(2) 公務員派遣法について

平成 14 年 4 月 1 日より「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（以下「派遣法」と称す。）が施行された（一部については平成 14 年 3 月 31 日より施行）。事業団においては多くの県派遣職員を受け入れていることから、当該「派遣法」に関する合規性を検討した。

「派遣法」によれば、一般職の地方公務員の派遣にあたって充足すべき主な要件は以下のとおりである。

- ①派遣先が公益法人等であること（「派遣法」2 条）
- ②派遣先の業務が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すること（同 2 条）
- ③派遣にあたっては条例が制定されていること（同 2 条）

- ④地方公共団体と派遣先との間で取り決めがあること（同2条）
- ⑤条例で勤務条件、派遣期間、職務復帰に関する事項を取り決めること（同2条）
- ⑥派遣期間は原則3年とし、延長した場合でも5年を超えてはならないこと（同3条）
- ⑦派遣職員には、委託等の場合を除き、派遣期間中給与を支給しないこと（同6条）
- ⑧その他、地方公務員法等共済組合法の特例に関する事項など（同7条以下）

（監査の結果）

「派遣法」、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」（平成13年12月21日青森県条例第69号）、「公益法人等への職員の派遣等」（平成14年3月18日青森県人事委員会規則6-18）、「青森県職員の派遣に関する協定書」、「派遣職員一覧表」等関連資料を閲覧検討した結果、合規性に問題はないものと認められた。

（3）退職給与引当金

（監査の結果）

「経理規程」第8章引当金 第50条は「職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき金額を見積もり、退職給与引当金に計上する」と定めている。しかしながら、事業団は当該引当金を計上しておらず、引当金を計上した場合の要計上額を貸借対照表に注記しているだけである。

（指摘事項）

規程に従い、退職給与引当金を計上すべきである。事業団の試算によれば、平成15年度末における事業団の要引当額は216百万円であり、その内訳は以下のとおりである。

（単位：円）

施設名等	退職金総額	WAM（注1）支給額	事業団負担分（要引当額）
事務局	6,109,228	3,141,750	2,967,478
八甲学園	161,749,735	129,785,250	31,964,485
安生園	120,368,198	96,090,000	24,278,198
釜臥荘	23,404,482	17,405,250	5,999,232
なつどまり（注2）	585,850,764	454,495,500	131,355,264
社会福祉研修所	16,668,057	11,374,800	5,293,257
長寿社会振興センター（注3）	37,903,735	22,794,000	15,109,735
計	952,054,198	735,086,550	216,967,648

（出典：事業団作成の資料）

（注1）WAM＝独立行政法人福祉医療機構

（注2）しらかば寮、さつき寮、希望の家を含む

（注3）高齢者総合相談センターを含む

2. 社会福祉法人会計基準の適用について

（1）貯蔵品の計上に係る影響額について

事業団は、平成15年度からの社会福祉法人会計基準への移行に際し、平成14年度末に遡って貯蔵品2,876,110円を計上する会計処理に変更したが、平成15年度決算に至って、貯蔵品の計上を取りやめた。また、期首に計上した貯蔵品相当額を期首の支払資金残高に影響させた結果、次のとおりの影響が生じている。

（意見）

授産事業活動会計以外の会計単位で貯蔵品を計上しないのも会計上の重要性の観点から認められる場合が多いと考えるが、期首に遡って計上したものを撤回するのであれば、期首残高自体を修正すべきのものであったものとする。

- ① 平成15年度資金収支計算書の「前期末支払資金残高」は、新会計基準への移行にもかかわらず原則として平成14年度末貸借対照表の「繰越金」残高と一致すべきであるが、全体で2,876,170円不一致（貯蔵品相当額2,876,110円及び前期末未払金修正60円）となっている。
- ② 平成15年度資金収支計算書及び事業活動収支計算書の「事務費－通信運搬費」が、2,876,110円だけ過大に計上されている。

（2）新会計基準への移行に伴う注記について

社会福祉法人会計基準は、企業会計の考え方を導入し、資金収支計算書だけではなく、減価償却計算、引当金の繰入、固定資産の売却・除却損益等を反映した事業活動収支計算書を新たに作成することを義務づけた。その結果、「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」（平成12年2月17日社援施第8号）に従い、平成15年度の計算書類については次のとおりの対応が必要であったが、行われていない。

- ① 過年度分の減価償却累計額を当年度分の減価償却費と区分して貸借対照表に脚注すること。
- ② 平成15年度の事業活動収支計算書を前会計年度決算額と対比して記載しない場合には、前期繰越活動収支差額の算出内訳を添付すること。

（3）授産施設会計基準の適用について

授産施設会計基準（社援発第555号平成13年3月29日）によると、授産施設に関する財政状態及び資金収支結果、事業活動成績を明らかにするため、授産事業と福祉事業を含めて1つの会計単位と捉えて計算書類を作成することになっている。

しかし、知的障害者授産施設さつき寮の計算書類の作成においては、授産事業と福祉事業を一般会計と特別会計に分けて処理している。したがって、一般会計中の「知的障害者授産施設さつき寮経理区分」と、授産事業特別会計中の「さつき寮授産事業経理区分」の2つの経理区分が存在し、それぞれ資金収支計算書等の計算書類を作成している。

このように処理している理由は、授産施設全体の活動のうち、授産事業活動以外の